調査対象機関	プロション あったもの お お 本 整備 部 建築 室 住 宅 課
	明石市営住宅条例には、都市計画事業の施行に伴い住宅を除却
	された場合、公募を行わずに市営住宅に入居させることができる
	旨の規定があるにもかかわらず、実際には、そうした取り扱いに
ナンゴブランが白コの珍	
オンブズマンが自己の発	なっていないため、都市計画事業によって住宅を除却される建物
意に基づき取り上げた事	所有者が、市営住宅への入居を希望されても、お断りするしかな
案の趣旨	いとの話しを耳にしました。
	オンブズマンは、事実を確認し、適正な取り扱いについて考え
	たいと思いましたので、自己の発意に基づく調査を実施すること
	にしました。
調査結果等	平成20年2月21日に住宅課へ市営住宅の現状をお尋ねし
	たところ、公募戸数が少なく、応募倍率が高い状況で、公募の例
	外を実施すれば、公募による応募者との公平性を損なうとの考え
	から実現に至っていないとのことでした。
	オンブズマンは、住宅課への調査を続ける一方で、近隣自治体
	の状況を調査しました。調査対象とした8自治体のうち、5自治
	体が何らかの形で公募の例外を実施しており、その他の自治体で
	も、条例で規定している以上、実施したい考えであるとの回答を
	得ました。
	また、国土交通省住宅局長の通知には、都市計画事業の施行に
	伴い住宅を除却された者は、市営住宅の入居者資格のひとつであ
	る住宅困窮者であるとの見解が示されています。
	オンブズマンとしては、市営住宅の現状も理解できます。しか
	し、都市計画事業という公共の福祉のために犠牲を強いられるこ
	とになる市民の苦悩を十分に理解し、その市民が市営住宅の入居
	を求めているのなら、市一体となって、その市民のために考えて
	あげる必要があると感じました。
	そして、公募の例外を実施した場合に想定される件数を調査
	し、公募に多大な影響を及ぼすものではないことを確認しまし
	た。
	住宅課との話し合いを幾度か重ねた末、平成20年4月3日に
	改善に向けた検討をお願いしました。
	住宅課で検討いただいた結果、基本的には公募の例外を実施し
	ますが、現状を考えると、そのための空家を常時確保することは
	難しいため、公募の例外による入居の希望を聞いた時点で確保す
	ることとし、その旨を文書で関係部署へ通知することにより周知
	を図りたいとのことでした。
	オンブズマンは住宅課から示された改善策によって、都市計画
	事業の施行に伴い住宅を除却された者をはじめとする公募の例
	外に該当する市民を救済できるようになるとともに、都市計画事
	業等の円滑な推進にも寄与し、かつ、市営住宅の現状を踏まえた
	効率的な方法がとられているものと判断しましたので、オンブズ
	マンに報告いただいた方向で進めていただくことを前提に、今回
	の自己の発意に基づく調査を終了することにしました。
市の機関への調査年月日	平成20年(2008年) 2月18日 要した日数
調査結果通知年月日	平成20年(2008年) 8月 7日 171日間